

「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」(抜粋)

(平成 26 年 7 月 24 日教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ)

第 2 章 - 第 1 節 - 第 2 項 認定制度の改善

○ また、大学においては、学位課程横断型の授業科目の開設や学際的な学位課程の設置が拡大していることを踏まえ、学位課程ごとに教員養成課程を置き授業科目の開設を求める現行の仕組みを、大学の実状に合うよう、弾力化する必要がある。

(2) 課程認定の弾力化

○ 現在、教員養成課程の授業科目については、法令に定める教育課程にのっとり、一定の内容・量については、教員養成課程を置く学位課程自らが開設することとしている。

○ しかしながら、学位の種類や学位に関する教育課程の構成の在り方が多様化した現在、例えば、近接する分野の学位課程や学位課程横断型の授業科目を多く備える学位課程に置かれる教員養成課程については、法令に定める教育課程に関する全授業科目を共通に開設しても、教員免許状に必要な専門性を担保することに何ら問題が無い場合が見受けられる。

○ このことを踏まえ、教育課程が適切に編成され、学生定員の管理や指導体制が的確に講じられることが確認できる場合については、複数の教員養成課程間で、全授業科目を共通して開設できることとすることが適当である。

○ なお、この場合、事実上、複数の学位課程が共同して一つの教員養成課程を置く形となる。このため、複数の学位課程共同型の教員養成課程として認定すること、さらには大学単位での課程認定を行うことについても検討することが考えられる。